決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする」とあるのは「及び敷地共有者等集会の決議を実行する」と、同条第二項中「第十八条第四項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等」とあるのは「敷地共有持分等に係る土地」と、同条第四項並びに区分所有法第三十三条第一項ただし書及び第三十九条第三項中「規約又は集会」とあり、並びに区分所有法第四十六条第一項中「規約及び集会」とあるのは「敷地共有者等集会」と、区分所有法第二十八条中「この法律及び規約」とあり、並びに区分所有法第三十九条第一項及び第四十五条第一項から第三項までの規定中「この法律又は規約」とあるのは「特別措置法」と、区分所有法第二十九条第一項本文中「第十四条に定める」とあり、及び区分所有法第二十八条中「規約に別段の定めがない限り、第十四条に定める」とあるのは「敷地共有持分等の価格の」と、区分所有法第三十四条第三項本文及び第五項本文中「区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するもの」とあるのは「議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等」と、区分所有法第三十五条第二項及び第四十条中「専有部分が数人の共有に属するとき」とあるのは「一の専有部分を所有するための敷地利用権に係る敷地共有持分等を数人で有するとき」と、区分所有法第三十五条第三項中「区分所有者が」とあるのは「敷地共有者等が」と、「その場所に、これを通知しなかったときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所」とあるのは「その場所」と、同条第五項中「第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「特別措置法第四条第一項、第五条第一項、第十五条第七項又は第十七条第二項」と、区分所有法第三十七条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、区分所有法第三十九条第一項中「区分所有者及び議決権の各過半数」とあるのは「議決権の過半数」と、区分所有法第四十一条中「規約に別段の定めがある場合及び別段」とあるのは「別段」と読み替えるものとする。

2　敷地共有者等集会を招集する者が敷地共有者等（前項において準用する区分所有法第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものを除く。）の所在を知ることができないときは、同条第一項の通知は、滅失した区分所有建物に係る建物の敷地（区分所有法第二条第五項に規定する建物の敷地をいう。以下同じ。）内の見やすい場所に掲示してすることができる。

3　前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、敷地共有者等集会を招集する者が当該敷地共有者等の所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（再建の集会に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に招集の手続が開始された再建の集会（この法律による改正前の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第一項に規定する再建の集会をいう。）については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十九条の二」及び

「第九章　厚生年金基金及び企業年金連合会
第一節　厚生年金基金
第一款　通則（第百六条―第百九条）
第二款　設立（第百十条―第百十四条）
第三款　管理（第百十五条―第百二十一条）
第四款　加入員（第百二十二条―第百二十九条）
第五款　基金の行う業務（第百三十条―第百三十六条の二）
第六款　費用の負担（第百三十七条―第百四十一条）
第七款　基金間の移行等（第百四十二条―第百四十四条）
第八款　確定拠出年金への移行等（第百四十四条の五・第百四十五条―第百四十八条）
第九款　解散及び清算（第百四十九条）
第二節　企業年金連合会
第一款　通則（第百五十条―第百五十一条）
第二款　設立及び管理（第百五十二条―第百五十八条の二）
第三款　連合会の行う業務（第百五十九条―第百六十五条）
第四款　解散及び清算（第百六十六条―第百六十八条）
第三節　雑則（第百六十九条―第百八十一条）
第四節　罰則（第百八十二条―第百八十八条）」

を削る。

五）

の四）

第百四十四条の六）　を削る。

五）

条の四）

第一条中「目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする」を「目的とする」に改める。

第十九条の二を削る。

第二十七条中「第百三十八条第五項を除き、」を削る。

第三十四条第一項中「並びに第八十五条の二及び第百六十一条第一項に規定する責任準備金」を削る。

第四十三条第一項中「第百三十二条第二項並びに」を削る。

第四十四条の二を次のように改める。

第四十四条の二　削除